

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	記載中にある「システム部門」・「システム部門(総務局情報化推進部)」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらな
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク2 その他の措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらな
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク4 リスクに対する措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらな
平成28年4月12日	Ⅳ－1 ② 具体的な内容	記載中にある「情報化推進部」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらな
平成29年5月12日	表紙 公表日	平成28年4月12日	平成29年5月12日	事後	リスクを明らかに軽減させる変更等に伴う変更。
平成29年5月12日	I－5	平成27年10月6日条例第42号。以下、「条例」という。	平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらな
平成29年5月12日	Ⅱ－5 移転先1 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらな
平成29年5月12日	Ⅲ－3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で利用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更に伴う変更。
平成29年5月12日	Ⅲ－5 リスク1 その他の措置の内容	(項番3の追記)	3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更に伴う変更。
平成31年3月7日	I-7 ②所属長の役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載のため、重要な変更にあたらな
令和2年11月27日	表紙 特定個人情報保護評価書(全項目評価書) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	札幌市では、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれに基づく条例により、北海道後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」と言う)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、給付、保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という)別表第一の59項により個人番号を利用することができるのは、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1 資格に関し以下の事務を行う。 ① 後期高齢者医療の資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、病院・施設入所等)の受付を行い、広域連合に必要な情報を提供する。 ② 被保険者に対する被保険者証の引き渡し・返還の受付を行う(再発行・更新証も含む)。 ③ 被保険者から被保険者証再発行申請・基準収入額適用申請等の受付と広域連合への申請書送付を行う。	札幌市では、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により、北海道後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、医療給付及び保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。 ※広域連合とは都道府県ごとに設置された後期高齢者医療制度を運営する組織のこと。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)別表第一の59項により個人番号を利用することができるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 資格に関する事務 ① 後期高齢者医療の資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、病院・施設入所等)を受け付け、広域連合に必要な情報を提供する。 ② 被保険者に対し被保険者証を引き渡す。また、被保険者からの返還を受け付ける。 ③ 被保険者から被保険者証再発行申請・基準収入額適用申請等を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。	事後	重要な変更にあたらな。 (詳細の追記)

令和2年11月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2 保険給付に関し以下の事務を行う。 ① 後期高齢者の給付に関する届出(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等)の受付を行う。 ② 被保険者に対し、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の引き渡しを行う。 ③ 被保険者の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の再発行申請の受付及び広域連合への申請書送付を行う。 3 保険料の賦課に関し以下の事務を行う。 ① 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ② 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ④ 後期高齢者医療保険料の減免申請の受付を行い、広域連合に申請書を送付する。	2 医療給付に関する事務 ① 後期高齢者の医療給付に関する届出(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等)を受け付ける。 ② 被保険者に対し、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証を引き渡す。 ③ 被保険者から限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の再発行の申請を受け付け、広域連合へ申請書を送付する。 3 後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という)の賦課に関する事務 ① 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ② 特別徴収(年金からの天引きをいう。以下同じ)の候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ④ 保険料の減免申請を受け付け、広域連合に申請書を送付する。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4 徴収に関し以下の事務を行う。 ① 徴収した保険料等の把握や滞納者への督促状等の送付及び滞納処分等を行う。 ② 滞納保険料の納付相談、分割納付処理、履行状況の管理を行う。 ③ 保険料過誤納金の還付・充当を行う。 ④ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ⑤ 保険料期割額情報の作成および管理を行う。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ)》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	4 保険料の徴収に関する事務 ① 徴収した保険料等の把握や滞納者への督促状等の送付、滞納処分等を行う。 ② 滞納保険料の納付相談、分割納付処理及び履行状況を管理する。 ③ 保険料過誤納金の還付・充当を行う。 ④ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ⑤ 保険料期割額情報を作成し管理する。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ)》 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更又は個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	1 資格事務にかかる機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務にかかる機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能	1 資格事務に係る機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務に係る機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得予定対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割情報を作成し、納入通知書を発行する機能	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 社会保障宛名から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、後期高齢システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の保険料の収納情報を国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムへ連携する。	札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムで、後期高齢システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の保険料の収納情報を提供する。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という)	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)

令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という)は、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置される窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務にかかる機能 ① 被保険者証の即時交付申請 窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。	広域連合標準システムは、広域連合に設置する標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置する窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務に係る機能 ① 被保険者証の即時交付申請 窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	2. 賦課・収納業務にかかる機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務にかかる機能 窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。	2. 賦課・収納業務に係る機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務に係る機能 窓口端末を用いて、療養費等支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用するとともに、個人(および法人)を管理し、宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名からの課税情報連携 税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて序内各業務システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用するとともに、個人および法人を管理し、納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。 4 社会保障宛名への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報を社会保障宛名へ情報連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)

令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム7 ②システムの機能	既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住記記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム8 ②システムの機能	団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム8 ②システムの機能	3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム9	中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)

令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム9	3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。	3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 (参考) 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む)のソフトウェア部分。番号法合に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない)。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム10	中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム10	7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 8 セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11	居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、本市が受け付ける被保険者からの届出等において、個人の特定、個人の突合の正確性が向上し、また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手し広域連合に送付することで、広域連合において医療給付や保険料賦課の決定等の事務を公平・公正かつ効率的に行うことが可能となる。	特定個人情報ファイルを利用することで、本市が受け付ける被保険者からの届出等について、個人の特定、個人の突合の正確性が向上し、また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手し広域連合に送付することで、広域連合において医療給付や保険料賦課の決定等の事務を公平・公正かつ効率的に行うことが可能となる。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となることが期待される。 2 紙媒体での照会により確認している、広域外(北海道外)からの転入者の所得等の確認等において事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担軽減(証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となることが期待される。 2 広域連合外(北海道外)からの転入者の所得等の照会について、紙媒体よりも確認等に係る事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 5 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という)	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という)	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容(備考)	①被保険者より保険資格に関わる届出、保険料減免、医療給付等に関わる申請を受け付け、確認を行う。 ②資格情報より被保険者証を交付する。療養費支給決定通知情報に基づき療養費支給決定通知書を発行する。 ③被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。 ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。 ⑤金融機関へ口座振替依頼を行う。 ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。 ⑦年齢到達予定者、被保険者と世帯員の住民基本台帳情報、所得・課税情報、保険料の期割情報を広域連合標準システム端末に移入する。	①被保険者から保険資格に関わる届出、保険料減免、医療給付等に関わる申請を受け付け、確認を行う。 ②資格情報から被保険者証を引き渡す。療養費等支給決定通知情報に基づき療養費等支給決定通知書を発行する。 ③被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。 ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は、対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し、督促状及び催告書を送付する。 ⑤金融機関へ口座振替依頼を行う。 ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。 ⑦年齢到達予定者、被保険者と世帯員の住民基本台帳情報、所得・課税情報及び保険料の期割情報を窓口端末に移入する。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅰ 基本情報 (備考)	⑧収納情報、滞納者情報を広域連合標準システム端末へ移入する。 ⑨住民基本台帳情報、所得・賦課情報、期割情報、収納情報、滞納者情報を広域連合標準システムに連携する。 ⑩資格情報、賦課情報、療養費支給決定通知情報が配信される。 ⑪資格情報、賦課情報の取込みを行う。 ⑫受け付けた届出書・申請書を送付する。 ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会(国保連合会)に送付する。 ⑭申請書等を画像データ化し、北海道後期高齢者医療広域連合へ送付する。 ⑮特別徴収の依頼を行う。 ⑯特別徴収の結果を受け取る。	⑧収納情報及び滞納者情報を窓口端末へ移入する。 ⑨住民基本台帳情報、所得・賦課情報、期割情報、収納情報及び滞納者情報を広域連合標準システムに連携する。 ⑩資格情報、賦課情報及び療養費支給決定通知情報が配信される。 ⑪資格情報及び賦課情報の取込みを行う。 ⑫受け付けた届出書・申請書を送付する。 ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)に送付する。 ⑭申請書等を画像データ化し、広域連合へ送付する。 ⑮特別徴収の依頼を行う。 ⑯特別徴収の結果を受け取る。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ③対象となる本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成成員:被保険者と同じ世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条までにに基づく被保険者	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ③対象となる本人の範囲ーその必要性	正確かつ公平・公正な資格管理、賦課徴収(法及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限る)を行うにあたり、被保険者の特定等に必要範囲の特定個人情報等を保有するもの。	正確かつ公平・公正な資格管理、賦課徴収(法律及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限る)を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報等を保有する必要がある。	事後	重要な変更にあたらなない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目ーその妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、後期高齢者医療保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…保険給付(特定疾病療養受療証の引き渡し等)のために保有 ③ 医療保険関係情報…後期高齢者医療の資格管理や各種保険給付の受付、徴収等を行うために保有 ④ 障害者福祉関係情報…障害認定申請を適正に受け付け、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握し、各種保険給付の受付をするために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、後期高齢者医療の資格喪失処理を行い、後期高齢者医療保険料の減免申請を受け付け、各種認定証等の交付のために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…高齢者の適正な資格管理や、特別徴収(年金天引き)を行うために保有 ⑦ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収のために保有	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…医療給付(特定疾病療養受療証の引渡等)のために保有 ③ 医療保険関係情報…後期高齢者医療の資格管理や各種医療給付の受付、保険料徴収等を行うために保有 ④ 障害者福祉関係情報…被保険者に係る障害認定申請を適正に受け付け、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握し、各種医療給付の受付をするために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、後期高齢者医療の資格喪失処理を行い、保険料の減免申請を受け付け、各種認定証等の引渡しのために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…高齢者の適正な資格管理や、特別徴収を行うために保有 ⑦ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収のために保有	事後	重要な変更にあたらなない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)システム基盤)	その他(総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)という)システム基盤)	事後	重要な変更にあたらなない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<広域連合からの入手> 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 資格管理業務 ①被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度) ②被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等。(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度) ③住所地特例者情報：住所地特例者の情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度) 2 賦課業務 ①保険料情報：保険料算定結果の情報および賦課計算の元となる情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度) 3 給付業務 ①療養費支給決定通知情報：療養費支給決定通知情報等の出力に必要な宛名情報等(番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、療養費の支給申請がある都度)	<広域連合からの入手> 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 資格管理業務 ①被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等(日次の頻度) ②被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等(日次の頻度) ③住所地特例者情報：住所地特例者の情報等(月次の頻度) 2 賦課業務 ①保険料情報：保険料算定結果の情報及び賦課計算の元となる情報等(日次の頻度) 3 給付業務 ①療養費等支給決定通知情報：療養費等支給決定通知情報等の出力に必要な宛名情報等(療養費の支給申請がある都度)	事後	重要な変更にあたらなない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 札幌市は本人及び関係機関等より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 識別情報：随時(変更時等) 2 連絡先等情報：随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…随時及び月次(資格取得時、変更時等) ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等) ③ 医療保険関係情報…随時(資格取得時、届出受理時等) ④ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時等) ⑦ 年金関係情報…随時(届出受理時等)	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 札幌市は本人及び関係機関等より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 1 識別情報：随時(変更時等) 2 連絡先等情報：随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…随時及び月次(資格取得時、変更時等) ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等) ③ 医療保険関係情報…随時(資格取得時、届出受理時等) ④ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時等) ⑦ 年金関係情報…随時(届出受理時等)	事後	重要な変更にあたらなない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<広域連合からの入手> 1. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府審第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)において、広域連合標準システムと窓口端末とのやり取りは内部利用にあたとされているが、便宜上入手の欄に記載している。 なお、市町村が番号法9条第1項別表第一の59項の事務を実施するにおいて、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは妥当である。	<広域連合からの入手> 1. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府審第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)において、広域連合標準システムと窓口端末との間の特定個人情報のやり取りが認められている(この通知では当該やり取りは内部利用に当たるとされているが、便宜上入手の欄に記載している)。 また、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは、番号法9条第1項別表第一の59項に定められているため妥当である。	事後	重要な変更にあたらなない。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	2. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため月次。 ・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに被保険者証を発行する必要があるため月次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き当市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため月次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。	2. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため月次。 ・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに被保険者証を発行する必要があるため月次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き本市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため月次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	3. 入手方法の妥当性 ①入手は専用線、LGWANを用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 ＜本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手＞ 1. 入手に係る根拠 番号法第9条第1項別表第一の59項の事務を実施するにおいて、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等(広域連合を除く)から入手することは妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届け出受理時等に随時法令等の範囲内で申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 3. 入手方法の妥当性 番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。	3. 入手方法の妥当性 入手は専用線、LGWANを用いて行う。信頼性、安定性の高い通信環境となり、通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいに対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなる。 ＜本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手＞ 1. 入手に係る根拠 後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の59項に定められているため妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届出受理時等に申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 3. 入手方法の妥当性 番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	高齢者の医療の確保に関する法律並びに番号法別表第二の82項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	高齢者の医療の確保に関する法律及び番号法別表第二の82項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	行政運営の効率化と公平・公正な後期高齢者医療に関する事務を行うため。	行政運営の効率化と公平・公正な後期高齢者医療に関する事務のため。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 資格事務 ① 個人番号により本人確認を行なう。 ② 被保険者からの資格取得・喪失や住所変更等の申請・届け出等を受け付ける。 ③ 被保険者資格管理に必要な住基情報を入手し、広域連合に提出することで、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に被保険者証を引き渡す。 2 給付事務 ① 被保険者からの申請・届け出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 3 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	1 資格事務 ① 個人番号により本人確認を行う。 ② 被保険者からの資格取得・喪失や住所変更等の申請・届出等を受け付ける。 ③ 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提出する。その後、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に被保険者証を引き渡す。 2 給付事務 ① 被保険者からの申請・届出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 3 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法－情報の突合	1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲－その妥当性	後期高齢システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	後期高齢システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	札幌総合情報センター株式会社(予定)	競争入札により決定する	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となつて整理されている。このため、本市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。	【住民基本台帳情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条並びに第54条第1項及び第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条並びに第54条第1項及び第138条 市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となつて整理されている。このため、本市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(同法第67条等)や保険料の賦課(同法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ③移転する情報	1 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出：転入時等に本市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2 賦課・収納業務 ・所得・課税情報：後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報：本市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報：本市が収納および還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報：本市が管理している保険料滞納者の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等：本市で申請書をもとに作成した療養費情報等。	1 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出：転入時等に本市窓口において、被保険者となる住民から入手した届出情報 ・住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民基本台帳情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2 賦課・収納業務 ・所得・課税情報：保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報：本市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報：本市が収納及び還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報：本市が管理している保険料滞納者の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等：本市で申請書をもとに作成した療養費情報等。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ⑦時期・頻度	<広域連合への移転> 1 資格管理業務 ①被保険者資格に関する届出：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。 ②住民基本台帳情報：個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日時の頻度。 ③住登外登録情報：個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。 ：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 2 賦課・収納業務 ①所得・課税情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 ②期割情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 ③収納情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 ④滞納者情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 3 給付業務 ①療養費関連情報等：番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。	<広域連合への移転> 1 資格管理業務 ①被保険者資格に関する届出：届出のある都度。 ②住民基本台帳情報：日時の頻度。 ③住登外登録情報：日次の頻度。 2 賦課・収納業務 ①所得・課税情報：月次の頻度。 ②期割情報：日次の頻度。 ③収納情報：日次の頻度。 ④滞納者情報：日次の頻度。 3 給付業務 療養費関連情報等：月次の頻度。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間一その妥当性	高齢者の医療に関する法律ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにするため。	高齢者の医療に関する法律及び他の法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにするため。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容	<広域連合からの入手> 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合及び当市において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別情報」という)と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。	<広域連合からの入手> 1 窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合及び当市において関連性や整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②窓口端末における対象者の検索結果は、同一画面上に氏名、生年月日及び住所(以下「個人識別情報」という)と個人番号を表示することによって、個人識別情報の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容	※1:ここである関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、広域連合の標準システムから確認リストが出力され、当市において、その内容を確認することを指す。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<広域連合からの入手> 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※1)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。 ※1:ここである指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市町村の広域連合標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合標準システムからデータ配信ができないしくみになっている。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。	<広域連合からの入手> 1 窓口端末における措置 ①入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②被保険者等が申請書等に必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみを記載する様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。 ※指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合標準システムと市町村の窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でなければ、広域連合標準システムからデータ配信ができない仕組みになっている。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 必要な情報以外記載できない書類様式とする。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	<広域連合標準システム窓口端末における措置> 1 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており専用線及びLGWANを用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。 <後期高齢システムにおける措置> 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。 2 紙媒体(や電子記録媒体)により提出される申請等情報は、札幌市を交付先としており、詐欺・奪取が行われることはない。 3 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。	<窓口端末における措置> 1 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており、指定されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御している。 <後期高齢システムにおける措置> 1 手続きに当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐欺・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	<国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムへのアクセスについては、業務端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。 <システム基盤における措置> システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。	<国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム基盤における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。	事後	重要な変更にあたらな。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	<広域連合からの入手> 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において既に実施済みである。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等から入手する情報については、各入手元において番号法16条に基づく本人確認が行われている。	<広域連合からの入手> 窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において以下のとおり本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報である。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	<広域連合からの入手> 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、真正性の確認は当市において既に実施済みである。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	<広域連合からの入手> 窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において以下のとおり真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報である。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示を受け、登録済みの宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<広域連合からの入手> 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されているとともに、広域連合においても当市の後期高齢者医療市町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 2 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。	<広域連合からの入手> 広域連合においては本市の後期高齢システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	<広域連合標準システム窓口端末における措置> 1 当市の窓口端末は、広域連合標準システムのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 2 当市の窓口端末と広域連合標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 3 当市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 4 ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合により迅速に実施される。 5 窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 6 窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻等の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	<窓口端末における措置> 1 本市の窓口端末は、広域連合標準システムにのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 2 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 3 本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 4 ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行い、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合が迅速に実施する。 5 窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 6 ログインを実施した職員・時刻等が記録されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	<後期高齢システムにおける措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <システム基盤における措置> システム基盤における接続は専用回線を用いているため外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。	<後期高齢システムにおける措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <システム基盤における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容	1 後期高齢者医療業務に関する宛名情報の保存は、システム基盤(社会保障宛名)において実施しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 後期高齢者医療業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。	1 後期高齢者医療業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 後期高齢者医療業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みとなっている。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みとなっている。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される。	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた団体間の情報連携に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理	<広域連合標準システム窓口端末における措置> 1 広域連合標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 3 広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない 職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 4 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のごとで、実際に標準システムを操作する職員等を指す。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	<窓口端末における措置> 1 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。 3 窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない 職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 4 ログインしたまま放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、実際に窓口端末を操作し、特定個人情報等を取り扱う職員等を指す。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	<広域連合標準システム窓口端末における措置> 1 発効管理 広域連合標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、担当者ごとのアクセス権限の付与及びユーザIDの割当てを、本市から広域連合に対して申請することとしている。 ※事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のごとで、実際に標準システムを操作する職員等を指す。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、担当者ごとのアクセス権限及びユーザIDの削除を、本市から広域連合に対して速やかに申請することとしている。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。	<窓口端末における措置> 1 発効管理 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、担当者ごとのアクセス権限の付与及びユーザIDの割当てを、本市から広域連合に対して申請する。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権限に変更が生じた場合は、担当者ごとのアクセス権限及びユーザIDの削除を、本市から広域連合に対して速やかに申請する。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録	<広域連合標準システム窓口端末における措置> ・広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容等を記録している。 ・広域連合において定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。	<窓口端末における措置> ・ログインを実施した職員・時刻・操作内容等を記録している。 ・広域連合において定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録は一定期間保存する。 <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を参照・更新したか、アクセスログを記録している。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。	事後	重要な変更にあたらな (文言の整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	1 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。 3 会計年度任用職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	＜広域連合標準システム窓口端末における措置＞ 1 GUIによるデータ抽出機能(※1)は広域連合標準システム窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 2 広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ※1 ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出に当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ＜後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置＞ 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	＜窓口端末における措置＞ 1 GUI(Graphical User Interface)によるデータ抽出機能(※)を窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出されないようにしている。 2 ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ※ GUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療事務情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ＜後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置＞ 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3 特定個人情報の使用 その他の措置の内容 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (文言の整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調査に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているからあらかじめ確認して委託契約を締結している。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (期間経過による変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	サーバー室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	①特定個人情報を取り扱う従業員の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 ③サーバー室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し、不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようにになっている。	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業員の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。 システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようにになっている。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	(44ページ) Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止している。 委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	事後	重要な変更にあたらな。い。 (リスクを明らかに軽減させる変更)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定め おり、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい・事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	重要な変更にあたら ない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させている。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定め ている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。また、再委託先における特定個人情報等の取扱い状況についても定期的に報告させている。	事後	重要な変更にあたら ない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	＜広域連合への移転＞ 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容等の記録が実施される。また、GUIによるデータ抽出機能は無い。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	＜広域連合への移転＞ ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録される。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	事後	重要な変更にあたら ない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	＜広域連合への移転＞ 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①当市の窓口端末から広域連合の広域連合標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知) 平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ②広域連合は当市の窓口端末から広域連合の広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ 個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	＜広域連合への移転＞ 窓口端末における措置 (内容) 本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 (確認方法) 広域連合は本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ (内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	事後	重要な変更にあたら ない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体ヘデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。	事後	重要な変更にあたら ない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜広域連合への移転＞ 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①当市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合標準システム以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な職員等については、窓口端末へのログインIDによる認可により事務取扱担当者に限定している。 ②窓口端末へのログインを実施した職員・時刻・操作内容等およびデータ配信されたデータが広域連合標準システムに記録されるため、広域連合において広域連合標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。 ③当市の窓口端末は、広域連合標準システムのみ接続され、接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 ④当市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ 1 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	＜広域連合への移転＞ 窓口端末における措置 ①本市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合標準システム以外には行えない仕組みとなっている。また、窓口端末へのログインIDによる認可により、データ送信処理が可能な職員等を事務取扱担当者に限定している。 ②窓口端末へのログインを実施した職員・時刻・操作内容等及びデータ配信されたデータが広域連合標準システムに記録されるため、広域連合において広域連合標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定できる。 ③本市の窓口端末と広域連合標準システムとの接続にはLGWAN及び専用線を用いる。 ④本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保している。 ＜広域連合以外への提供・移転＞ 1 誤った相手への提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	事後	重要な変更にあたら ない。 (文言整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策（プロセス） 5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	<広域連合への移転> 1 広域連合標準システム窓口端末における措置 ①当市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ②情報の移転先にあたる広域連合については、当市の後期高齢者医療支援システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、当市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策（プロセス） 5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	<広域連合以外への提供・移転> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。	<広域連合への移転> 窓口端末における措置 ①本市の窓口端末と広域連合標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ②情報の移転先にあたる広域連合については、本市の後期高齢システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、本市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策（プロセス） 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト（※2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した、特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可用照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策（プロセス） 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（LGWAN等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策（プロセス） 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報入手することが担保されている。	情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報入手することが担保されている。	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	重要な変更にあたらな (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと地方自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用して、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者が、運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へアクセスすることはできない。	事後	重要な変更にあたらな (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付すること、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な変更にあたらな (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらな (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらな (文言整理)

令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
令和2年11月27日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。	<札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言整理)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)別表第一の59項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項別表の85項	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	被保険者証	資格確認書及び資格情報のお知らせ (以下「資格確認書等」という)	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	限度額適用・標準負担額減額認定証及び	削除	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4 保険料の徴収に関する事務 ① 徴収した保険料等の把握や滞納者への督促状等の送付、滞納処分等を行う。 ② 滞納保険料の納付相談、分割納付処理及び履行状況を管理する。 ③ 保険料過誤納金の還付・充当を行う。 ④ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ⑤ 保険料期割額情報を作成し管理する。	4 保険料の徴収に関する事務 ① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う ③ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 ④ 保険料期割額情報を作成し管理する。	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1～11	(省略)	別紙後期高齢システム標準化前に使用するシステムの一覧に集約	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ①システムの名称	(追記)	後期高齢者医療システム(後期高齢システム標準化後より使用)(以下「後期高齢システム」という)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	(追記)	1 資格事務に係る機能 ① 広域連合における資格取得処理のために対象者(年齢到達予定者、障害認定申請者、広域外転入者)とその世帯員の情報を提供する機能 ② 広域連合における資格異動処理のために被保険者の転出・死亡等の異動情報を提供する機能 ③ 広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 2 賦課事務に係る機能 ① 広域連合における賦課決定処理のために被保険者及び資格取得予定対象者とその世帯員の所得・課税情報を提供する機能 ② 特別徴収情報を管理する機能 ③ 広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ④ 賦課情報に基づき保険料期割額情報を作成し、納入通知書を発行する機能	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ③他のシステムとの接続	(追記)	宛名システム等、税務システム、統合収納・統合滞納システム、庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ①システムの名称	(追記)	国保・介護・後期 統合収納システム・統合滞納システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	(追記)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理または滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの情報連携 2 金融機関・収納代行業者等からの収納情報連携 3 統合滞納システムからの情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算 6 統合収納システムとの情報連携	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ③他のシステムとの接続	(追記)	宛名システム等、後期高齢システム、庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ①システムの名称	(追記)	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	(追記)	広域連合標準システムは、広域連合に設置する標準システムサーバー群と、北海道内の各市町村に設置する窓口端末で構成され、以下の機能を活用する。 1 資格管理業務に係る機能 ① 資格確認書等の即時交付申請 窓口端末へ入力した被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書を発行する。 ② 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 ③ 被保険者資格の異動 上記②により窓口端末から広域連合標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	(追記)	2. 賦課・収納業務に係る機能 ① 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 ② 保険料収納管理 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	(追記)	3. 給付業務に係る機能 窓口端末を用いて、療養費等支給申請に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システムにおいて当該情報を用いて療養費等支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、専用線を利用した市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ①システムの名称	(追記)	システム基盤(団体内統合宛名)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ②システムの機能	(追記)	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ②システムの機能	(追記)	3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ③他のシステムとの接続	(追記)	システム基盤(市中間サーバー、個人基本、社会保障宛名、税宛名)、庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ①システムの名称	(追記)	システム基盤(市中間サーバー)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	(追記)	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	(追記)	3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	(追記)	※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 <参考> 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない)。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ③他のシステムとの接続	(追記)	中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ①システムの名称	(追記)	中間サーバー・プラットフォーム	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ②システムの機能	(追記)	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ②システムの機能	(追記)	5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ②システムの機能	(追記)	8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ③他のシステムとの接続	(追記)	システム基盤(市中間サーバー)、情報提供ネットワークシステム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8 ①システムの名称	(追記)	住民基本台帳ネットワークシステム	事前	「重要な変更」に伴う変更

	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8 ②システムの機能	(追記)	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8 ②システムの機能	(追記)	3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-5 個人番号の利用法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法で通知することとされている事項」(第83項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(第82項)	番号法第9条第1項 別表85項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表 (情報提供の根拠) 情報提供は実施しない (命令第2条の情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(第117項)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	(別添1)事務の内容 備考	(前略) ②資格情報から被保険者証を引き渡す。 (中略) ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。 (中略) ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)に送付する。	(前略) ②資格情報から資格確認書等を引渡す。 (中略) ⑥金融機関から領収済通知書または口座振替結果を受け取る。 (中略) ⑬申請書等を北海道国民健康保険団体連合会に送付する。 ⑯納税者がeLTAXを利用して納付した情報(電子納付情報)を受け取る。 ⑳電子納付情報を統合収納システムから財務システムに送信する。他の納付データを財務システムから統合収納システムで受け取り、収納情報を後期システムに連動する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	II-2 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な資格管理、賦課徴収(法律及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限り)を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	正確かつ公平・公正な給付、資格管理、賦課徴収(法律及び条例により、市町村が行う事務とされたものに限り)を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

	Ⅱ－３ 特定個人情報の入手・使用③入手の時期・頻度	<広域連合からの入手> 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入力する。 １ 資格管理業務 ①被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等(日次の頻度) ②被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：資格確認書、資格情報のお知らせ、被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等(日次の頻度) ③住所地特例者情報：住所地特例者の情報等(月次の頻度)	<広域連合からの入手> 札幌市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入力する。 １ 資格管理業務 ①被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等(日次の頻度) ②資格確認書等発行用情報(資格確認書等に関する情報)：資格確認書等発行用の情報等(日次の頻度) ③住所地特例者情報：住所地特例者の情報等(月次の頻度)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－３ 特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	<広域連合からの入手> １. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)において、広域連合標準システムと窓口端末との間の特定個人情報のやり取りが認められている(この通知では当該やり取りは内部利用に当たるとされているが、便宜上入手の欄に記載している)。 また、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の項に定められているため妥当である。 (次項に続く)	<広域連合からの入手> １. 入手に係る根拠 ①「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)において、広域連合標準システムと窓口端末との間の特定個人情報のやり取りが認められている(この通知では当該やり取りは内部利用に当たるとされているが、便宜上入手の欄に記載している)。 また、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは、番号法第9条第1項別表の85項に定められているため妥当である。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－３ 特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	２. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。 ・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やか被保険者証を発行する必要があるため日次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き本市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。 (次項に続く)	２. 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。 ・資格確認書等発行用情報(資格確認書等に関する情報)：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに資格確認書等を発行する必要があるため日次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き本市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。 ③給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	3. 入手方法の妥当性 入手は専用線、LGWANを用いて行う。信頼性、安定性の高い通信環境となり、通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいに対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなる。 <本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1. 入手に係る根拠 後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を本人及び関係機関等から入手することは、番号法第9条第1項別表第一の59項に定められているため妥当である。 2. 入手の時期・頻度の妥当性 後期高齢者医療の資格管理、賦課徴収事務を適正に行うため、届出受理時等に申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 3. 入手方法の妥当性 番号法第14条及び番号法第19条第7項に基づき入手を行なっている。	3. 入手方法の妥当性 入手は専用線、LGWANを用いて行う。信頼性、安定性の高い通信環境となり、通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいに対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなる。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	高齢者の医療の確保に関する法律及び番号法別表第二の82項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	高齢者の医療の確保に関する法律及び命令第2条の表の115項の規定による。庁内連携は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用⑧使用方法	1 資格事務 (中略) ③ 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提出する。その後、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に被保険者証を引き渡す。 2 給付事務 ① 被保険者からの申請・届出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 3 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	1 資格事務 (中略) ③ 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提出する。その後、広域連合から被保険者情報の提供を受け、被保険者に資格確認書等を引き渡す。 2 賦課事務 ① 被保険者の所得情報等を把握し、広域連合へ提出する。 ② 広域連合が決定した賦課情報を被保険者に通知する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 3 給付事務 ① 被保険者からの申請・届出を受け付けて広域連合へ提出し、各種証明書を申請者に引き渡す。 4 徴収事務 ① 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ② 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用⑧使用方法	保険料の徴収、還付等	1 資格事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の受付等 ・資格確認書等の引渡し等 2 賦課事務 ・保険料期割額、徴収方法の決定 3 給付事務 ・特定疾病療養受療証の引渡し等 4 徴収事務 ・保険料の徴収 ・保険料の還付	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(追記)	専用線	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	専用線・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－5 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く)提供先1	(省略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－5 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く)移転先1 ⑥移転方法	システム基盤	基幹系システム	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く)移転先2 ①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条並びに第54条第1項及び第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項及び第138条	高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条及び第138条	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く)移転先2 ③移転する情報	(前略) 2 賦課・収納業務 ・所得・課税情報：保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報：本市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報：本市が収納及び還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報：本市が管理している保険料滞納者の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等：本市で申請書等を基に作成した療養費情報等。	(前略) 2 賦課業務 ・所得・課税情報：保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報：本市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報：本市が収納及び還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報：本市が管理している保険料滞納者の情報。 3 給付業務 ・療養費関連情報等：本市で申請書等を基に作成した療養費情報等。 4 収納業務 ・収納情報：本市が収納及び還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報：本市が管理している保険料滞納者の情報。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く)移転先2 ⑦時期・頻度	<広域連合への移転> 1 資格管理業務 ①被保険者資格に関する届出：届出のある都度。 ②住民基本台帳情報：日時の頻度。 ③住登外登録情報：日次の頻度。 2 賦課・収納業務 ①所得・課税情報：月次の頻度。 ②期割情報：日次の頻度。 ③収納情報：日次の頻度。 ④滞納者情報：日次の頻度。 3 給付業務 療養費関連情報等：月次の頻度。	1 資格管理業務 ①被保険者資格に関する届出：届出のある都度。 ②住民基本台帳情報：日時の頻度。 ③住登外登録情報：日次の頻度。 2 賦課業務 ①所得・課税情報：月次の頻度。 ②期割情報：日次の頻度。 3 給付業務 療養費関連情報等：月2回の頻度。 4 収納業務 ①収納情報：日次の頻度。 ②滞納者情報：年1回(決算時)の頻度。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－６ 特定個人情報の保管・消去①保管場所	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。(次項に続く)	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。後期システム標準化後はガバメントクラウドに保存する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。後期システム標準化後は、ID及びパスワードによる認証に加え、FIDO規格準拠(FIDO U2FまたはFIDO2)のハードウェアMFAデバイスによる認証を必要とする。(次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－６ 特定個人情報の保管・消去①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <オンライン申請における措置> サービス事業者が提供するクラウドサービス上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 クラウドは、事業者によりセキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去③消去方法	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市及び広域連合が定めた一定の保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。(次項に続く)	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市及び広域連合が定めた一定の保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。 4. USBメモリ等の記憶媒体利用は、個人持込を禁止し管理品に限定する。貸出・返却時は所属長の承認と台帳記録、施錠管理を徹底。個人情報の運搬時は、施錠バッグ等を用い、運搬記録の作成と第三者によるデータ消去確認を行う。(次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800－88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－2 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 窓口では、個人番号カード又は身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 オンライン申請では、身分証明書の画像添付により、対象者の本人確認を厳守し、また、対象者の被保険者番号の入力を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。なお、対象者以外からの申請により入手した場合は、本人へ連絡し削除のうえ記録を残す。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－2 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 必要な情報以外記載できない書類様式とする。	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 必要な情報以外記載できない書類様式または申請フォームとする。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－2 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－2 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<窓口端末における措置> 1 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており、指定されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御している。 <後期高齢システムにおける措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、途中で詐欺・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。(次項に続く)	<後期高齢業務における措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、途中で詐欺・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 4 窓口端末での特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており、指定されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御している。 5 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。(次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<システム基盤における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム外の措置> (省略)	<庁内各業務システム間の連携における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。また、本書において、事務ごとに特定個人情報の利用目的を詳細に定義し、これを公表することで、入手元が事前に使用目的を認識できる措置を講じている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が法令で定める本人確認を行って入手した情報が提供される。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示を受け、登録済みの宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 個人番号カード又は身分証明書の提示を受け、登録済みの宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。	<本人及び関係機関等(広域連合を除く)からの入手> 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。また、担当者以外の職員による再確認を行うことで、正確性を確保している。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<後期高齢システムにおける措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <システム基盤における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。	<後期高齢業務における措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。標準化後はガバメントクラウド上の閉域ネットワークでシステム間連携を行うため、外部に漏れることはない。 <庁内各業務システム間の連携における措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－２ 特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	1 後期高齢者医療業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 後期高齢者医療業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みとなっている。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みとなっている。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。☒	1 システム基盤で管理する特定個人情報 は事務で使用するシステム毎に利用部署の職員のみが当該情報にアクセスできるよう制御を行う。 2 番号法や条例などの関係法令で定める必要な範囲に限定した情報のみ連携可能な仕組みとなっている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	<窓口端末における措置> 1 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。 3 窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 4 ログインしたまま放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、実際に窓口端末を操作し、特定個人情報等を取り扱う職員等を指す。(次項に続く)	<窓口端末における措置> 1 窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。 3 窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 4 ログインしたまま放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ※事務取扱担当者とは、実際に窓口端末を操作し、特定個人情報等を取り扱う職員等を指す。(次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	<後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに变化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	<後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに变化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 <標準化後の後期システム及び統合収納・統合滞納システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別とパスワード及びMFAデバイス等を利用した多要素認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	<後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ.2.⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	<後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ.2.⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。後期システム標準化後は後期高齢者医療統括部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。後期システム標準化後は後期高齢者医療統括部門に対して申請を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。	2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効させる。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク２ 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク２ 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク３ 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体ヘデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。	1 外部記憶媒体ヘデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。窓口端末については、広域連合から貸与された特定の外部記憶媒体のみ認識されるよう制御されている。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク３ 従業者が事務外で使用するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク４ 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	＜後期高齢システム・国保・介護・後期取納管理／滞納整理システムにおける措置＞ 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	＜庁内各業務システムにおける措置＞ 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 住民が行ったオンライン申請のデータ等は、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。 4 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。なお、業務上やむを得ずコピーする場合は、事前に所属長の承認を得たうえで行う。 5 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 リスク４ 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、一定時間毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 ＜ガバメントクラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業者に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業者の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。(再委託及び再々委託する場合も同様とする)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール 規則の内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。 ＜ガバメントクラウド移行作業時に関する措置＞ ・委託先で作成・使用したデータを削除した場合は、その日時及び消去の内容を記録した書面を作成させ、本市に報告させることとしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(追記)	＜ガバメントクラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業者に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業者の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<広域連合への移転> ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録される。 <広域連合以外への提供・移転> 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	<広域連合への移転> ログインを実施した職員・時刻・操作内容等が記録される。 <広域連合以外への提供・移転> 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。 <ガバメントクラウドにおける措置> 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について【第 3.0 版】」(令和7年3月 デジタル庁。以下「利用基準」という)に規定する「ASP」をいう。以下同じ)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<広域連合への移転> 窓口端末における措置 (内容) 本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 (確認方法) 広域連合は本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 <広域連合以外への提供・移転> (内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	<広域連合への移転> 窓口端末における措置 (内容) 本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 (確認方法) 広域連合は本市の窓口端末から広域連合標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 <広域連合以外への提供・移転> (内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。外部ネットワークへの提供・移転は発生しない。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会う。後期高齢システム標準化後は後期高齢者医療統括部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体へデータのコピーを原則禁止している。例外については、実施手順により定められている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。外部ネットワークへの提供・移転は発生しない。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<広域連合以外への提供・移転> 1 誤った相手への提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	<広域連合以外への提供・移転> 1 誤った相手への提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。後期高齢者医療統括部門の管理の下に実施する。	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク２ 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク３ 誤った情報を提供・移転してしまうリスク 誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク１ 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	各業務システム	庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク１ 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク２ 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	各業務システム	庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク２ 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク３ 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク１ 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ②安全管理体制	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク１ 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ③安全管理規定	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク１ 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ④安全管理規定	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク１ 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ⑤物理的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

	Ⅲー7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ⑤物理的対策	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 4 後期システム標準化後はガバメントクラウドに保存する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者から調達し、サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、認可されたものだけが設置環境にアクセスできるよう適切な権限管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲー7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ⑥技術的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲー7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ⑥技術的対策	<窓口端末における措置> (省略) <後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<窓口端末における措置> (省略) <庁内各業務システムにおける措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (追記) 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更

	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ⑥技術的対策	(省略)	6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (次項に続く)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ⑥技術的対策	(省略)	⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ⑦バックアップ	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ⑧事故発生時手順の策定・周知	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	＜窓口端末における措置＞ (省略) ＜後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置＞ (省略)	＜窓口端末における措置＞ (省略) ＜後期高齢システム・国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムにおける措置＞ (省略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800－88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅳ－1 監査 ①自己点検	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

	IV-1 監査 ②監査	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	IV-1 監査 ②監査	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	IV-2 従業者に対する教育・啓発 重症者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	IV-2 従業者に対する教育・啓発 重症者に対する教育・啓発 具体的な方法	<札幌市における教育・啓発> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<札幌市における教育・啓発> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	IV-3 その他のリスク対策	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	VI-1 基礎項目評価 ①実施日	令和2年11月4日			
	VI-2 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年6月15日～7月14日			

	VI-2 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	・医療機関窓口で個人番号を提示しなければ医療を受けられなくなるということか。 ・マイナンバーカードの提示による本人確認はできないのではないか。 ・情報漏えいがあった場合の対処・措置などはどうなるのか。 ・データの消去・廃棄どのように行われているのか。 ・情報漏えいの責任は誰が担うのか。 ・情報を個人番号で紐づけることは進めるべきではないと考える。			
	VI-3 第三者点検 ①実施日	令和2年10月7日			